

インターネット上の人権問題

1 テーマ設定の趣旨（背景と現状）

- ・インターネットやSNSの普及は、情報発信や多様な人々との交流を容易にし、生活上の利便性を飛躍的に向上させた。一方で、その匿名性に隠れた誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動（ヘイトスピーチ）、デマや偽情報の拡散など、深刻な人権侵害が絶えない。

人権侵害 区分	内 容
誹謗中傷・侮辱	根拠のない悪口や虚偽の情報を言いふらし、他人の名誉を傷つけたり、人格を否定する投稿。
プライバシー侵害	本人の同意のない個人情報（住所、本名、勤務先、家族関係）や写真の無断使用等。
差別的言動 （ヘイトスピーチ）	特定の民族、国籍、性別、障害、性的指向・性自認などに対する偏見を煽る差別的な投稿。
偽情報・情報の偏り	災害時のデマ拡散。自分と似た意見ばかりが目に入り、極端な考えに陥る傾向。

- ・インターネットは道具であり、使い方次第で人を助けもするし傷つけもするため、それを使う人の心のあり方やモラルが問われる。本来、幸福度を高めるはずの「他者との交流」が、過度な承認欲求の競い合いや、オンラインいじめ等により、逆に心を疲弊させる要因となっている。
- ・静岡県では、県民の幸福実感を重視した「ウェルビーイング」の視点を取り入れた県政運営を進めている。今回の意見交換を通じ、自らも、ネットの向こう側にいる人も、互いに尊重し合い心豊かに暮らせる社会を実現させるため、私たちに何ができるか、人権啓発の取組みの参考とさせていただきたく、委員の皆様から御意見を伺う。

※ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的にすべてが満たされた状態

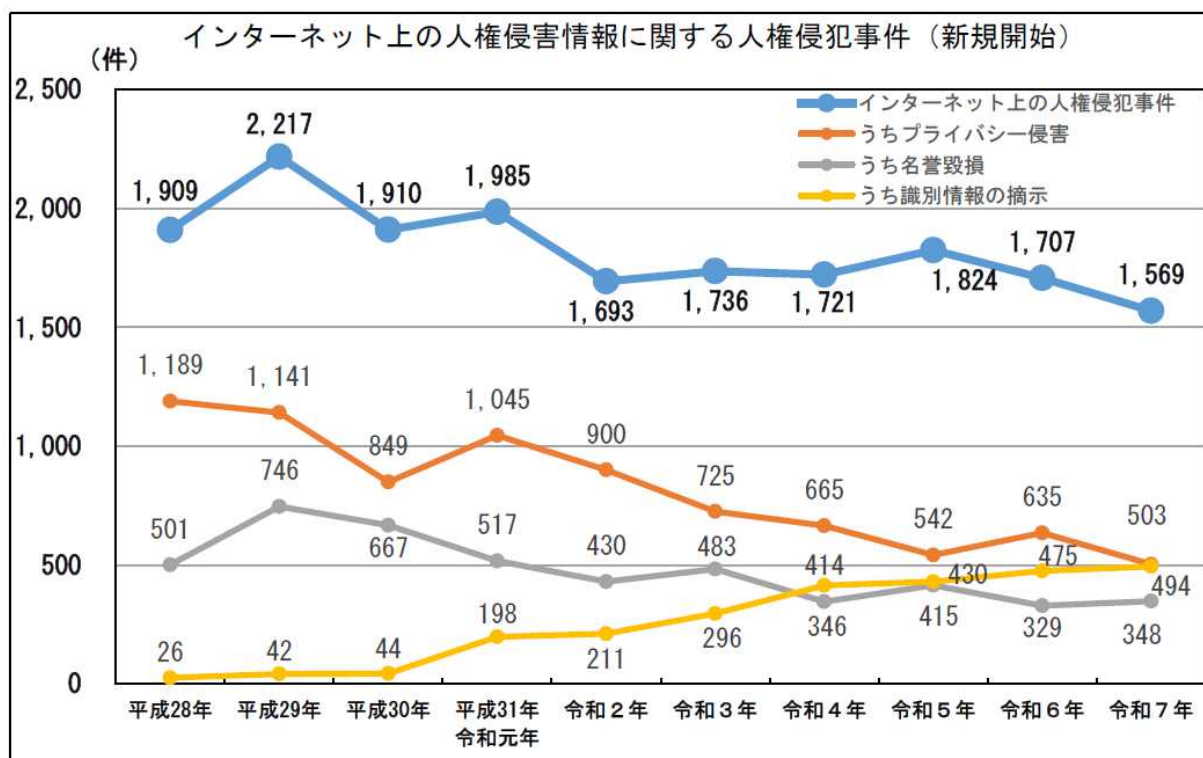
2 令和7年におけるインターネット上の人権侵犯事件の動向

- ・全国で新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,569 件（前年比138 件減、全新規事件の19.1％）で、高水準で推移。なお、本県での同件数は、7 件（前年比7 件減、全新規事件数の12.5％）。

<新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件件数>

事 案	全国	静岡
総計	1,569	7
うち プライバシー侵害事案	503	4
識別情報の摘示事案	494	0
名誉毀損事案	348	2
その他	224	1

<新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件件数推移>



（出典：法務省「令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」）

3 法制度と社会的な動き

（1）関係法の改正

選挙運動に関するSNS対策について、公職選挙法と情報流通プラットフォーム対処法を改正。令和9年3月1日施行。主なポイントは以下のとおり。

<公職選挙法関連>

- ・利用者に対し、人工知能で作成・改変した画像や動画を投稿した場合、その旨を表示することを義務づけ。

<情報流通プラットフォーム対処法関連>

- ・SNS事業者に対し、偽情報による悪影響の軽減措置を義務づけ。
- ・総務大臣が指針を定め、具体的な措置は事業者に委ねる。罰則なし。

（2）国の規制の動き

- ・総務省の有識者会議で年齢確認厳格化を検討（年齢による一律制限は見送る方向）。各サービスのリスクや青少年保護の取組みを事業者で評価し公表するよう要請も。
- ・こども家庭庁の有識者会議が年齢確認の厳格化を提言（年齢による一律制限は見送る方向）。事業者にリスク評価や保護措置を義務づけ、年齢確認にマイナンバーカード等を活用。違反した事業者への罰則の導入も提言。
- ・法務省の新たな研究会において、インターネット上を含めた誹謗中傷に対する慰謝料額の算定方法や損害賠償請求権の消滅時効等について見直しを検討。

（3）海外の規制の動き

- ・オーストラリア、インドネシア：16歳未満のSNS利用を禁止。
- ・欧州連合：全域で15歳未満のSNS利用に制限を設ける方針。

4 静岡県人権啓発センターの取組

(1) 出前人権講座での啓発

企業、学校や団体などを対象に、人権啓発指導員を講師として派遣する「出前人権講座」を積極的に実施。講座主催者の希望に合わせ、相手を思いやるコミュニケーションの重要性について分かりやすく解説し、県民一人ひとりの情報モラルと人権意識の向上を図る。

(2) 人権啓発指導者養成講座での啓発

地域や職場で人権啓発をリードする人材を育成する「人権啓発指導者養成講座」により、インターネット上の人権侵害をテーマとした講義を用意。日々変化するネット環境の最新動向等を専門的に講義し、より実践的な啓発活動が行われることを期待。

(3) 人権週間における啓発

12月の「人権週間」に合わせて、今年度は「インターネット上の人権侵害」をテーマに広報活動を重点的に展開する予定。インターネット上での匿名性を悪用した誹謗中傷や個人情報の拡散、偏見に基づいた書き込みなどを防ぐため、特設サイトやポスター、インターネット広告等、多様な媒体を通じてメッセージを発信。